

第3号議案

電気供給事業者の広域系統整備に関する提起による計画策定プロセスの開始及び電気供給事業者の募集について

(案)

電気供給事業者から、広域系統整備に関する提起を受け付けた。当該提起は計画策定プロセスの開始要件に適合しているため、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスを開始するとともに、電気供給事業者の募集を行う。また、その旨を本機関ウェブサイトに掲示する。

1. 電気供給事業者による提起の観点
電源設置
2. 増強対象設備
東北東京間連系線
3. 提起の受付について
送配電等業務指針（案）第24条第1項第3号並びに第25条第1項及び第2項に適合していることから、提起の受け付けを行った。
4. 計画策定プロセスの開始について
当該提起は送配電等業務指針（案）第26条第1項第2号に適合していることから、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスを開始する。
5. 電気供給事業者の募集について
当該計画策定プロセスについては、以下の期間、送配電等業務指針（案）第31条第1項に基づく広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を行う。
〔募集期間〕 本件公表後、平成27年5月22日17時まで
6. 本機関ウェブサイトへの掲示
当該計画策定プロセスの開始及び電気供給事業者の募集を本機関ウェブサイト、速やかに掲示する。

以上

別紙 1 : 提起の受付について

別紙 2 : 計画策定プロセスの開始について

別紙 3 : 広域的な電力取引の拡大を希望する電気供給事業者の募集について

別紙 4 : 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスの開始及び電気供給事業者の募集について

提起の受付について

以下の（１）及び（２）の確認の結果、送配電等業務指針（案）に適合していることから、提起を受け付けた。

（１）検討提起者の要件への適合性

以下のとおり、送配電等業務指針（案）第２４条第１項第３号に適合している。

- ア． 当該提起書のとおり、新設する電源により東北エリアから東京エリアへの広域的な電力取引を計画している。
- イ． 当該提起書添付資料５のとおり、接続検討の回答を得ている。
- ウ． 当該提起書のとおり、設置しようとする電源の出力の合計は９６万キロワットであり、１万キロワット以上である。

送配電等業務指針（案）

（広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者）

第２４条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる（以下、広域系統整備に関する提起を行った者を「検討提起者」という。）。

- 一 安定供給に関する提起 一般電気事業者であること
- 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のア及びイを満たしていること
 - ア 既設の電源（但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。）を用いた広域的な電力取引を希望していること
 - イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が１万キロワット以上であること
- 三 電源設置に関する提起 次のアからウを満たしていること
 - ア 設置しようとする電源（既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下本条において同じ。）により、広域的な電力取引を行おうとしていること
 - イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること（連系ができない旨の回答である場合を含む。）
 - ウ 設置しようとする電源の出力の合計（但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。）が１万キロワット以上であること

2 （略）

(2) 提起の様式及び添付資料の適合性

以下のとおり、送配電等業務指針（案）第25条第1項及び第2項に適合している。

- ア. 当該提起書のとおり、本機関が定め公表する様式により提起している。
- イ. 当該提起書添付資料1のとおり、費用負担の意思を表明しており、当該提起書添付資料2及び添付資料3のとおり、財務的能力の評価に必要な資料を添付している。

送配電等業務指針（案）

（広域系統整備に関する提起等）

第25条 検討提起者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行う。

2 検討提起者は、広域的取引の環境整備又は電源設置に関する提起を行う場合は、広域系統整備に関する提起に際し、費用負担の意思の有無を明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を添付しなければならない。

3 （略）

以上

計画策定プロセスの開始について

当該提起は、送配電等業務指針（案）第26条第1項第2号に適合していることから、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスを開始する。

(1) 計画策定プロセスの開始要件への適合性

以下のとおり、送配電等業務指針（案）第26条第1項第2号に適合している。

ア. 当該提起書のとおり、検討提起者が希望する電力取引の量である96万キロワット（東北エリアから東京エリア向け）に対し、増強希望時期である2023年度以降の連系線空容量は0万キロワット（系統情報サービス長期空容量（2015年4月7日更新）による）であり、広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過している。

イ. 当該提起書添付資料1のとおり費用負担の意思を表明している。また、当該提起書添付資料2及び添付資料3のとおり、財務的能力を有している。

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

<費用負担を裏付ける財務的能力の判断基準>

費用負担を裏付ける財務的能力の判断基準は、以下の（ア）から（ウ）を満たすこととし、当該提起以降に適用する。

（ア）当事業年度末時点での純資産合計がプラスであること。

（イ）当事業年度の当期経常利益がプラスであること。ただし、当期経常利益がマイナス（経常損失）である場合には、純資産と過去の経常利益の実績等を勘案して、個別に判断する。

（ウ）広域系統整備に要する工事規模に対して、受益に応じた費用を負担できる純資産等を有する規模の事業者であること。

ウ. 検討の対象となる設備は東北東京間連系線を含むため、広域連系系統に該当する。

送配電等業務指針（案）

（電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続）

第26条 電気供給事業者の広域系統整備に関する提起による計画策定プロセスは、業務規程第31条第1項第2号に基づき、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に開始するものとする。

- 一 安定供給に関する提起（略）
 - 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと
- ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること
- イ 検討提起者が、本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること
- ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること
- 2.（略）

（2） 当面の予定

- ① 当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集（送配電等業務指針（案）第31条第1項）
 - ・ 募集期間：平成27年5月22日（金）17時まで
- ② 広域系統整備委員会（H27年4月24日）で検討
 - ・ 計画策定プロセスの進め方（業務規程第32条第1項及び送配電等業務指針（案）第29条第1項）
 - ・ 計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱い（送配電等業務指針（案）第32条）
 - ・ 電気供給事業者への広域系統整備委員会の運営に関する協力項目（送配電等業務指針（案）第20条第3項）
- ③ 理事会（H27年4月28日）で①広域系統整備委員会での検討項目を決定

以上

広域的な電力取引の拡大を希望する電気供給事業者の募集について

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスにおいて、送配電等業務指針（案）第31条第1項に基づき、広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を行う。

(1) 電気供給事業者の募集の要否

- ・当該計画策定プロセスは、電源設置の観点からの提起を受け付け、開始するため、送配電等業務指針（案）第31条第1項の「基本要件等の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的が必要である」に該当する。
- ・なお、送配電等業務指針（案）第29条（計画策定プロセスの進め方の決定）第1項第2号（計画策定プロセスの継続の必要性）の決定前ではあるが、本機関発足後初めて開始する計画策定プロセスであるため、過去の案件との照合確認及び検討中又は検討予定の案件との照合確認により、当該計画策定プロセスの継続の必要性を有することは明らかであるため、電気供給事業者の募集を行う。

送配電等業務指針（案）

（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）

第31条 本機関は、前条の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、当該案件について、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。

2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、前条の検討を行う。但し、募集に応じた電気供給事業者の本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していることを確認できる場合に限る。

3 募集に応じた電気供給事業者のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の回答を得ていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。

4 募集に応じた電気供給事業者は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することにより、当該応募を取り下げることができる。

(2) 募集期間

平成27年5月22日（金）17時までとする。

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスの開始
及び電気供給事業者の募集について

本機関は、電気供給事業者からの広域系統整備に関する提起（電源設置の観点）を受け付けました。当該提起は、送配電等業務指針（案）第26条第1項第2号に適合していることから、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスを開始いたします。

今回の計画策定プロセスの開始にあたり、増強ニーズの探索、増強容量の検討の目的から、送配電等業務指針（案）第31条第1項の規定に基づき、広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者を下記のとおり募集いたします。

記

1. 募集対象

広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする
電気供給事業者

2. 募集期間

平成27年5月22日（金） 17時まで

3. 応募方法

添付資料による

4. 問い合わせ・連絡先

電力広域的運営推進機関 計画部 伊藤、竹下

T E L : 03-6632-0903、F A X : 03-6261-5886

E-mail : takeshita-m@occto.or.jp

添付資料

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

広域的な電力取引の拡大を希望する電気供給事業者
所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする 電気供給事業者の募集に対する応募申込書

当社は、貴機関が実施する「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス」において、送配電等業務指針第31条第1項の規定に基づく、広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集に対して、下記のとおり応募します。

記

1. 応募内容

応募の観点 : 広域的取引の環境整備^{注1)}・電源設置^{注2、3)}
広域的な電力取引の拡大希望時期 :

2. 応募理由

3. 応募に関わる取引の計画等の内容

発電所名	発電設備設置場所	電力取引の量	供給先エリア
		変更前 : k W	変更前 :
		変更後 : k W	変更後 :

4. 連絡先

(ア) 連絡者所属 :
(イ) 連絡者名 :
(ウ) 住所 : 〒
(エ) 電話番号 : F A X 番号 :
(オ) 電子メールアドレス :

以上

(注意)

- 1) 応募の観点「広域的取引の環境整備」とは、既設の電源（但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。）を用いた広域的な電力取引を希望していることをいう。
- 2) 応募の観点「電源設置」とは、設置しようとする電源（既存の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。）により、広域的な電力取引を行おうとしていることをいう。
- 3) 応募の観点「電源設置」の場合、接続検討の回答を得ている必要があります。本応募申込書に接続検討申込書及び接続検討回答書（添付資料を含む。）の写しを添付して提出してください。接続検討の回答を得ていない場合には、速やかに接続検討の申込みを行い、当該接続検討申込書及び接続検討回答書（添付資料を含む）の写しを本機関にそれぞれ遅滞なく提出してください。この場合において、本機関への応募申込後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、本応募申込みは無効になります。
- 4) 業務規程第34条に基づき費用負担割合を決定するまでの間は、具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することにより本応募申込みを取り下げることができます。

添付資料一覧

資料番号	資料の名称
1	費用負担の意思表示書
2	

(注意)

- ・費用負担の意思表示書を必ず添付して下さい。
- ・財務的能力を証する資料として有価証券報告書（有価証券報告書を作成していない場合はそれに準じる資料）を添付して頂く必要があります。
- ・応募の観点「電源設置」の場合、接続検討申込書及び接続検討回答書（添付資料を含む。）の写しを添付して提出してください。接続検討の回答を得ていない場合には、速やかに接続検討の申込みを行い、当該接続検討申込書及び接続検討回答書（添付資料を含む）の写しを本機関にそれぞれ遅滞なく提出してください。この場合において、本機関への応募申込後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、本応募申込みは無効になります。

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

広域的な電力取引の拡大を希望する電気供給事業者
所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

費用負担の意思表明書

当社は、貴機関が実施する「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス」において、送配電等業務指針第38条第3項に基づき貴機関から提示された費用負担割合の案（同条第4項なお書又は第39条第2項に基づく再検討後の費用負担割合の案を含む。）に対して全ての費用負担候補者が同意し、業務規程第35条に基づいて広域系統整備計画が策定された場合には、同計画に基づく費用負担割合による工事費負担金を支払う意思があることを表明いたします。

以 上